

## 「〈法〉概念研究」総括と展望

沼田 一郎

### はじめに

第2ユニットでは「〈法〉概念研究」を研究活動のひとつの柱としてきたが、これはユニットの研究課題である「東西哲学・宗教を貫く世界哲学の方法論研究」の中にどのように位置づけられるのか。これまでの活動を振り返って総括し、今後の研究活動の指標を示してみたい。以下、社会規範を抽象的に意味する場合に〈法〉と表記する。

〈法〉とは何かという問い、すなわち法概念論は法哲学の主要な課題のひとつであり、これに過不足なく応えようとして多くの法哲学者たちが苦闘してきた。私はその議論の中のほんの一部分を知るようになったに過ぎないが、人間が社会生活を営むところでは例外なく〈法〉が存在して機能している、という主張に対して異論が提出されることはないだろう。このような〈法〉の持つ普遍性と多様な現象形態は、われわれの研究課題として取り上げるに値するであろう。

第2ユニットに属する沼田は、インド古典学の中でも「ダルマシャーストラ」を研究対象としている。日本ではこの領域の研究に携わる者は多くないが、近代的なサンスクリット語研究の黎明期から続く重要な分野のひとつである。この資料の主題である「ダルマ (dharma)」には『リグ・ヴェーダ』以来の用例があり、歴史的にあるいは資料のジャンルによっても様々な意味を担っている。中国語の仏教文献では「法」と訳されており、現代日本でもこれが確定した訳語のように扱われている。しかし、これはいわば「ラベル」に過ぎないのであって、「法」という中国語、あるいは日本語の語義を自覚的に詮索することなくして正しい理解に到達することはできないだろう。日本のインド学並びに関連諸分野においては、この自覚的な詮索が必ずしも十分ではなかったように思われる。

「〈法〉概念研究」はセンター設立当初はその構想には含まれていなかったが、個人の研究報告として沼田がおこなった報告「インド古代法研究における方法論的試論」(2011年11月)はインド古代法研究の成果と現状を概観したものであった。この後、第2ユニットは〈法〉を研究テーマのひとつとして活動することになり、シンポジウムの開催が日程に上ったのである。

### 第1回シンポジウム

現代の国家法の多くは西洋法を継受して成立しているが、実効性を持つ〈法〉概念は必ずしも西洋起源のものではないだろう。現在インドの法制度はイギリス法を継受しているが、訳語の当否はひとまず置くとしても、dharmaがインド伝統法の〈法〉概念を構成する核となるものであることは疑い得ないし、他の法系にもそれぞれ異なった〈法〉を見出しうるにちがいない。このような問題意識から、第2ユニットでは2012年12月に「〈法〉概念の時間と空間：〈法〉の多様性とその可能性を探る」と題するシンポジウムを主催した。主催者側は法学の素人であったが、幸いにも多くの専門研究者の御協力を得て、当日は中国、インド、イスラーム、古代ギリシアにおける〈法〉概念と、「法」という用語の特殊な形態として仏教文献における「法」について報告された。〈法〉は、「法」「ダルマ」「シャリーア」「ノモス」などとして伝承され、また今日なお有効に機能しているものもある。いずれの報告も一次資料に依拠した堅実なもので、フロアからの発言も多数あり、稔り多いシンポジウムであったと言

えるだろう。

上述のように、今日では世界の多くの国が西洋法に基礎を置く法体系を有している。日本も明治維新とともに主としてドイツ、フランスなどの大陸法を継受して各種の法典を編纂したが、これは言うまでもなく当時急務であった国家の「近代化」を法制度の面から進めようとしたものである。「近代化＝西欧化」という単純な理解に対しては批判が必要だが、先行する近代西欧諸国に追従するために「西欧化」が多くの国で進められた。そのようなプロセスの一環として、もっぱら西洋法が継受されたのである。

## 第2回シンポジウム

しかしながら、歴史的文化的な制約を持つ外国法をそのまま受け入れても、それがただちに十全な機能を発揮するわけではない。その地の伝統的な〈法〉との間でのダイナミックな相関があり、その結果として何らかの変容をともなって社会に定着するのである。「近代化」のプロセスも一様ではなく、その目指すところも決して同じではない。私たちは第1回のシンポジウムの成果を踏まえて、2014年1月に第2回シンポジウム「〈法〉の移転と変容」を開催した。ここでは「〈法〉の継受と近代化」を念頭に置きつつ、異法融合の一般理論をも併せて扱うことになった。パネリストは日本、ブラジル、インド、マレーシア、セルビアの事例を取り上げた。「近代化」について言えば、西欧のごく少数の限られた例以外はいずれも後発と言ってよく、これらの国々もそうである。社会の変化に対応した、あるいはそれを先導するような法システムの近代化が求められ、体系的な法制度（必ずしも西洋法起源とは限らない）を構築することによって社会の近代化に資することを目指していたのである。

## 今後の研究の方向

もとは個人の研究テーマを「〈法〉概念研究」としてユニットで取り上げたのであって、主催者側に法学の研究者がいない中で、どの企画も「手さぐり」で進めたというのが正直なところである。今後何らかの形で〈法〉概念の比較研究を目指すということになれば、専門研究者がさらに深く関わる必要があるだろう。ただし、この企画の責任者である沼田は別の方向を模索したいと考えているので、その概要を覚書として記す。

現代インドの法制度は基本的にイギリス法を継受し、インド憲法においてもいわゆる「世俗国家」であることを宣言しているが、婚姻法は宗教によって異なっており、憲法が統一民法典の制定を要求するにもかかわらず、それは実現していない。ヒンドゥー教徒の生活空間における〈法〉は、伝統的な「ダルマシャーストラ」の世界なのか、それとも「ダルマシャーストラ」とは一線を画したヒンドゥー的なるもの（明確には定式化できないが）なのだろうか。

また、インドの法文化はヒンドゥー教や仏教の伝播とともに東南アジアをはじめとするアジアの広い地域に広がっている。タイやビルマの伝統法に『マヌ法典』などの「ダルマシャーストラ」が強く影響していることが知られているし、バリのヒンドゥー社会では今日なおサンスクリット文化の伝統が継承されている。これらの地域においてインドの伝統法がどのように受容され、変容し、そして今日にいたっているのかを明らかにしたいと考えている。もちろんどの課題に取り組むとしても、多くの分野の研究者との共同作業が必要であることは言うまでもない。

第2ユニットの活動として取り上げていただいた〈法〉の研究は、ユニットが目指す「あらゆる思考が差異を保ちつつ交流し合う方法の確立」や「多様な国語相互の差異がその文化の差異の反映であることを見失うことなしに研究が交流される仕組みを明らかにすること」に直接寄与することはなく、しかしその枠組に入れる個別的な事例としては意味があったのかもしれない。今後はセンターの活動で得たものを糧にして、広い視野を保ちながら研究を進めたいと考えている。